

短期給付における 個人情報のお取り扱いについて

組合員および被扶養者ならびに年金受給者の皆さまの個人情報は、共済組合が業務を行う上でなくてはならないものであり、その取り扱いについては共済組合の個人情報保護に関する基本方針に基づき安全に保管し、適正に取り扱うことを最大の課題と認識し事業運営を行っています。

給付方法と医療費のお知らせに関する同意について

共済組合では、皆さまが医療機関の窓口で高額な自己負担額を支払った場合、組合員からの請求に基づかず、医療機関からのレセプトに基づき給付をしています。また、医療費増高対策のひとつとして、医療費や健康に関心を持っていただくことを目的に、世帯単位で医療費のお知らせを作成しています。これらの取り扱いについては、本人の同意が求められています。つきましては、次のことについて皆さまからのご異議がなければ同意されたものとみなしますので、ご了承ください。

- ① 高額療養費、一部負担金払戻金等を本人の請求に基づき支給すること
- ② 「短期給付決定及び送金通知書」(二覧表)を所属所長に送付すること
- ③ 「医療費のお知らせ」を世帯単位で作成すること

なお、①について同意されない場合は、高額療養費、一部負担金払戻金等は、組合員の皆さまがその都度共済組合へ請求していただくことになります。

健康保険法に規定する特定保険料率に相当する財源率について

健康保険法(大正11年法律第70号)第160条第14項の規定により、平成20年度に創設された高齢者医療制度に対する後期高齢者支援金等の拠出金額に係る財源率を健康保険組合に倣い、共済組合の支出する拠出金が、高齢者に対してどの程度の支援を行っているかについて組合員の理解を深めることを目的として、地方公務員共済制度においても特定保険料率に相当する財源率を平成21年度から毎事業年度において周知することを共済組合定款第40条第2項に定められました。

このことにより、本組合の「平成21年度における特定保険料率に相当する財源率」を次のとおり表記します。

定款上の短期財源率(所要財源率)	89.66%
89.66%の内	
前期高齢者納付金	15.38%
後期高齢者支援金	15.54%
病床転換支援金	0.02%
老人保健・退職者給付拠出金	3.35%
内 合 計	34.29%

(定款上の短期財源率に占める割合 38.24%)

40歳以上65歳未満の組合員の皆さまへ 平成21年度の介護掛金率が 決まりました

医療保険者である共済組合は、介護保険に要する費用として、40歳以上65歳未満の組合員である第2号被保険者から介護掛金を、また、所属所から介護負担金を徴収し、社会保険診療報酬支払基金へ介護納付金として納付します。社会保険診療報酬支払基金では、すべての医療保険者から集まった介護納付金を一定の交付率で全国の市町村に交付し、介護保険のサービス費用に充当しています。

平成21年度の介護掛金率は、下表のようになりました。

本年度共済組合が支払う介護納付金額
63,560万円

介護掛金率

(単位:%)

	期末手当等の率	毎月の率
一般・特定消防	4.4	5.5
特別職・市町村長	4.4	4.4